

(国土交通委員会)

国土交通省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、地方運輸行政の総合的展開を図る体制を構築するため、また行政改革の観点から、地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して運輸支局を設置するとともに、地方運輸局の海運監理部を運輸監理部と改組する等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は平成十四年七月一日から施行する。